山梨県登山の安全の確保に関する条例について

～登山を安全に楽しむために～

なぜこの条例があるの？

山梨県では、登山者の遭難事故を防ぎ、安全に登山を楽しんでもらうために「山梨県登山の安全の確保に関する条例」を定めています。条例は、「自分の安全は自分で守る」という意識を高めることを目的としています。

登山届を提出しましょう

登山届は、適切な登山計画か自ら確認し、万が一遭難した場合に、迅速な捜索・救助につなげるための届出です。

提出方法：インターネット、アプリ、FAX、メール等

冬の登山は登山届が義務

12月1日～3月31日の間に、県が指定する「安全登山推進重点区域」へ入山する場合は、登山届の提出が義務となっています。変更や中止の場合も届出が必要です。

山梨県からのお願い



登山は自然を楽しめる一方で、常に危険が伴います。

出発前のチェック

- ☐ 山の情報を事前に調べた
- ☐ 体力・技術・健康状態にあった計画を作った
- ☐ 天気予報を確認した
- ☐ 季節に応じ必要な装備を準備した（雨具、防寒具、飲料水、食料、地図、通信手段など）
- ☐ 家族や知人に行程を伝えた
- ☐ 登山届を提出した





安全な登山は事前準備から。無理のない計画で、楽しい登山を心がけましょう
出発後は危険を避け、体調不良の場合は無理をしないようにしましょう